# 社会福祉法人白石町社会福祉協議会ふれあいいきいきサロン事業実施要綱

（目　的）

第１条　ふれあいいきいきサロン事業（以下「サロン」という。）は、小地域の住民が、自主的に集い、お互いに手をつなぎあうことで、心身共に健康で、生きがいのある豊かな生活の実現を目指す。

（実施主体）

第２条　サロンの実施主体は、サロンを設置する地区とし、サロンの目的に賛同する住民によって組織する。また、あらかじめ白石町社会福祉協議会（以下「本会」という。）に届け出る。

（実施施設）

第３条　サロンは、地区の公民館等において実施することを原則とする。ただし、サロンが適切に実施されると認められる場合には、その他適当な施設において実施することができる。

（参加者）

第４条　参加者は、地区内に居住する高齢者等とサロンに協力できる住民とする。

（参加負担）

第５条　参加者は、飲食代等、活動に伴う費用を負担する。

（運　営）

第６条　サロンは、１ヶ月に１回以上開催することを目標とする。ただし、実施主体の事情により適当な回数を定めることができる。

２　サロンの運営は、参加者の相互の計画により行う。

（協力機関）

第７条　サロンは、町、社会教育、保健医療機関等の協力を得ることができる。

（サロンに対する本会の役割）

第８条　本会は、サロンの運営のために、次のようなことを行う。

⑴　サロン推進のための総合的企画
⑵　サロン連絡会の開催
⑶　情報提供、相談援助
⑷　協力機関との連絡調整
⑸　活動経費の補助
⑹　サロンに関わるボランティアの養成

（補助金）
第９条　本会は、サロンに要する経費の一部を予算の範囲内において補助することとし、補助金の交付基準額は別に定める。

（補助金の交付申請）
第１０条　補助金の交付申請書は様式第１号のとおりとする。

（補助金の実績報告）
第１１条　補助金の実績報告書は様式第２号のとおりとし、実績報告書の提出期限は毎年度３月末日とする。

附　則
この実施要綱は、平成１７年1月１日より施行する。